

平成 17 年 №23

東京学芸大学事務協議会規則の一部を改正する規則

改正理由

事務組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

事務協議会 平成 17 年 4 月 19 日 審議承認

東京学芸大学事務協議会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成17年 4 月20日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成17年規則第 8 号

東京学芸大学事務協議会の一部を改正する規則

東京学芸大学事務協議会規則（昭和39年規則第 4 号）の一部について，別紙新旧
対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学事務協議会規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第3条 本会は、次の各号に定める者をもって組織する。 (1) 事務局長 (2) 部長 (3) 課長 <u>(4) 主幹</u> <u>(5) 課長補佐</u> <u>(6) 専門員</u> （会議） 第4条 本会が開催する会議（以下「会議」という。）は、前条第1号から<u>第4号</u>までに定める者をもって行う。 2 会議には、必要に応じて課長補佐及び専門員等を出席させ、意見を聴くことができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成17年4月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第3条 本会は、次の各号に定める者をもって組織する。 (1) 事務局長 (2) 部長 (3) 課長<u>及び室長</u> <u>(4) 課長補佐</u> <u>(5) 専門員</u> <u>(6) 図書館専門員</u> （会議） 第4条 本会が開催する会議（以下「会議」という。）は、前条第1号から<u>第3号</u>までに定める者をもって行う。 2 会議には、必要に応じて課長補佐及び専門員等を出席させ、意見を聴くことができる。 〔省略〕